

産廃収運更新・変更許可申請添付書類省略の取扱いに係るQ & A

Q1：第1号様式について、どのような場合に変更があったと判断されるのか？

A1：取り扱う廃棄物の性状が変わった等の場合（例：含水率低めの汚泥から含水率高めの泥状汚泥への変更、固形の鋳さいから粉状の鋳さいへ取扱い変更など）は変更があったと判断して、提出が必要。目安としては、容器や運搬計画に変更が生じるほどの変更かどうかを基準とします。

例えば、当初許可時は固形の鋳さいのみの取扱いだったが、粉状の鋳さいも取り扱うとなった場合は、ダンプに直積みだったものが、フレコンバックに入れて運搬する等の変更が生じる。そうした場合は変更が発生したと判断します。

なお、上記のように運搬計画に変更が生じるほどの変更であれば、前回申請時には使用を予定していなかった容器を使用することになった等で2号様式の変更も生じる可能性があります。

Q2：第1号様式について、搬出予定の処分場が変更になった場合は変更があったと判断されるのか？

A2：変更なしと判断して差し支えありません。

Q3：前回申請・届出時の控えを取っていないので、変更があっているか、届出を行っているか分からないが省略できるか？

A3：変更届出を提出しているか分からない場合、熊本県に登録してある状況をお知らせできる場合があるので、お尋ねください。不明な場合などは提出していただくことになります。

Q4：第4号様式の従業員数変更の変更があった場合も変更があったとみなすのか？

A4：変更なしと判断して差し支えありません。

Q5：使用承諾書の期間について、前回の許可申請に添付したものでは今回の許可期間が不足する場合でも省略可能か。

A5：駐車場の場所自体に変更がなければ変更なしと判断して差し支えありません。

Q6：車両の変更届を更新・変更許可申請時に同時に提出する場合、更新・変更許可申請に係る車両関係の添付書類は省略可能か。

A6：省略可能です。

Q7：申立書に押印は必要か。

A7：押印は省略可能です。

Q8：PCB 廃棄物や感染性廃棄物を取り扱う場合は、第4号様式も省略可能か。

A8：基本的には省略可能ですが、どの車両がPCB 廃棄物や感染性廃棄物の運搬に使用する車両か確認するために提出を求める場合があります。